

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ「青の煌めき広場」売店等設置運営要項

1 目的

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）おもてなし広場基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が青森県内の「青の煌めき広場」に設置する売店等について、必要な事項を定める。

2 設置場所及び設置期間

(1) 開・閉会式会場

①設置場所 新青森県総合運動公園（青森県青森市宮田）

②設置期間

ア 青の煌めきあおもり国スポ

令和8年10月10日（土）、10月20日（火）

イ 青の煌めきあおもり障スポ

令和8年10月23日（金）～26日（月）

(2) 障スポ競技会場

①設置場所 10市町14会場

②設置期間等

開催地	設置エリア	会場(設置場所)	設置期間
青森市	開会式・閉会式	マエダアリーナ周辺	令和8年10月23日(金) ～26日(月)
	水泳(身・知)		
	陸上競技(身・知)		
	アーチェリー(身)	新青森県総合運動公園 投てき・アーチェリー場	令和8年10月25日(日)
	卓球(身・知・精) 〔サウンドテーブルテニス (身)を含む。〕	カクヒログループ スーパーアリーナ	令和8年10月24日(土) ～25日(日)
弘前市	フライングディスク(身・知)	弘前市運動公園陸上競技場	令和8年10月23日(金) ～25日(日)
	ボッチャ(身)	青森県武道館	令和8年10月24日(土) ～25日(日)
八戸市	サッカー(知)	プライフーズスタジアム・ 八戸市多賀多目的運動場 人工芝球技場	令和8年10月24日(土) ～26日(月)
	フットソフトボール(知)	八戸市新井田公園 多目的広場	令和8年10月24日(土) ～25日(日)

開催地	設置エリア	会場(設置場所)	設置期間
五所川原市	バレーボール (精)	五所川原市民体育館	令和8年10月24日(土) ～25日(日)
つがる市	バレーボール (知)	伊藤鉱業アリーナつがる	
十和田市	バレーボール (身)	十和田市総合体育センター	
三沢市	ボウリング (知)	三沢ボウル	
	車いすバスケットボール (身)	三沢市国際交流 スポーツセンター	
むつ市	バスケットボール (知)	むつマエダアリーナ	
東北町	ソフトボール (知)	東北町南総合運動公園 ソフトボール場・野球場	
おいらせ町	ブラインドベースボール (身)	おいらせ町下田公園 多目的グラウンド	

- ※ (身) …身体障がい者出場競技
(知) …知的障がい者出場競技
(精) …精神障がい者出場競技

3 開設時間

売店等の開設時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、県実行委員会は、必要に応じ、開設時間を変更することができるものとする。

4 取扱商品及びサービス

売店等で取り扱う商品及びサービスは、以下の範囲内とする。

- (1) 国スポ・障スポ関連グッズ（両大会公式マスコット「アップリート君」等のデザインを使用した商品で、県実行委員会の使用承認を受けているもの。）
- (2) 青森の魅力を発信する食品・飲料

ア 現地調理品

- a 提供直前に加熱調理する食品・飲料であって、以下の要件を満たす者。
 - ・完成品、半完成品もしくは下処理された食品・飲料を調理したものであること。
 - ・下処理は、食品衛生法に基づき適切な許可、届出のある施設で行うこと。ただし、やむを得ず許可施設以外の施設を使用する場合は、会場周辺にある公的に使用できる調理室等であって、大会期間中専用で使用でき、食材を衛生的に取り扱うことができる施設で行うこと。
- b かき氷（水道水等で製造された氷を使用すること）
- c ところてん
- d 飲料水類（既製品の注ぎ分けのみ）

イ 製造・加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器

包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、食品表示法に基づく適正な表示がなされているもの。

- (3) 青森の特産品・土産品
- (4) スポーツ用品
- (5) 宅配、郵便
- (6) 記念切手・記念硬貨等
- (7) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサーの製品及びサービス
- (8) 日本スポーツ協会の製品及びサービス
- (9) 日本パラスポーツ協会の製品及びサービス
- (10) 大会特別協賛企業の製品及びサービス
- (11) 青森県政及び青森県内市町村政のPR（青森県及び県内市町村の情報を発信するものに限る。）
- (12) 県内の障害福祉団体及び障害福祉サービス事業所等の製品及びサービス
- (13) 県内の学校の製品等（学校の授業計画に基づき学生が生産・製作等したのものに限る。）
- (14) その他県実行委員会が必要と認めるもの

5 出店者の条件

売店等に売店しようとする者（以下「出店者」という。）は、次のすべての条件を満たす者とする。なお、売店等の運営は、青森県暴力団排除条例の主旨に従い、実施することとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 県内に法人の本店所在地を有する者又は個人にあっては県内に住民票の住所地がある者
 - イ 上記「4 取扱商品及びサービス」の（1）、（2）及び（3）のいずれかを製造または販売している者
 - ウ JAPAN GAMES パートナー及びオフィシャルスポンサー
 - エ 日本スポーツ協会
 - オ 日本パラスポーツ協会
 - カ 大会特別協賛企業
 - キ 行政機関
 - ク 県内の障害福祉団体及び障害福祉サービス事業所等
 - ケ 県内の学校
 - コ その他県実行委員会が特に認める者
- (2) 10 に定める出店許可申請書の申請日時点において、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- (3) 10 に定める出店許可申請書の申請日から起算して過去1年以内に、法令等違反によ

る処分を受けていないこと

- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと
- (5) 反社会的勢力に従事者等として使用又は雇用していないこと
- (6) 反社会的勢力に対し、いかなる名目であるかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益の提供又は便宜の供与をしていないこと
- (7) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (8) 原則として、「2 設置場所及び設置期間」に定める各設置期間を通して出店できること
- (9) 10 に定める出店許可申請書等の提出書類や出店者への質問等で県実行委員会が審査し、許可を得ていること

6 食品を提供する出店者の条件

食品を提供する出店者については、上記「5 出店者の条件」と併せて、以下(1)～(2)の条件も満たす者とする。食品を提供する出店者のうち、現地調理品を取り扱う出店者は、以下(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可又は届出を必要とする営業にあつては、当該許可受け、又は届出を行っていること
- (2) 売店等出店許可申請書の申請日から起算して過去1年以内に、食中毒の発生等による行政処分歴がないこと
- (3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領（以下「食品衛生要領」という。）の別紙1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」に基づき、該当する事項を遵守すること。

7 出店料

(1) 物品の販売及びサービスの有償提供等を行う出店者は、県実行委員会に次の出店料を納入しなければならない。

ア 開・閉会式会場

大会名	設置期間	出店料※1 (1小間・1日当たり)		1小間の定義
		県内業者※2	左記以外	
国スポ	令和8年 10月10日、 10月20日	2,600円	5,200円	テント(間口 5.4m×奥行3.6 m)1/2張又はキ ッチンカー1台
障スポ	令和8年 10月23日～26日			

※1 【出店料算出例】県内業者が3小間で4日間出店する場合、
2,600円×3小間×4日間=31,200円

※2 上表の「県内業者」は、5(1)アに定める者とする。

イ 障スポ各競技会場

大会名	設置期間	出店料 (1小間・1日当たり)		1小間の定義 ※2
		県内業者※1	左記以外	
障スポ	令和8年 10月23日～26日	1,300円	2,600円	テント1/2張又 はキッチンカー1 台

※1 上表の「県内業者」は、5(1)アに定める者とする。

※2 テントは、各競技会場によって大きさが異なる。

(2) 県実行委員会は以下に該当する者について、出店料を免除することができる。

ア 日本スポーツ協会

イ 日本パラスポーツ協会

ウ 大会特別協賛企業

エ 行政機関

オ 県内の障害福祉団体及び障害福祉サービス事業所等

カ 県内の学校

キ その他県実行委員会が特に認める者

(3) JAPAN GAMES パートナー及びオフィシャルスポンサーは青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛制度に基づく特典として、県実行委員会が指定した小間数内で出店料を納入することなく出店できるものとする。

ただし、オフィシャルスポンサーが物品の販売及びサービスの有償提供等を行う

場合は、この限りでない。

- (4) 荒天その他特別な事情により、設置期間中の全部又は一部について売店等の営業を行うことができなかった場合、県実行委員会は、出店料の全部又は一部を返還するものとする。なお、出店者の都合により営業を行うことができない場合は、理由に関わらず、出店料の返還は行わない。
- (5) 売店等の運営に要する費用は、出店者が負担するものとする。

8 設置備品

県実行委員会が準備する1小間あたり(キッチンカー除く)の設置備品は、次のとおりとする。

(1) 開・閉会式会場

- ア テント(間口 5.4m×奥行 3.6m) 1/2張
 - イ 長机: 3台
 - ウ 椅子: 4脚
 - エ 吊看板(出店者名): 1枚
 - オ 照明 1本
 - カ 2口コンセント(希望がある場合に限る。使用電力最大 1.125kw)
- 上記のほかに、おもてなし広場内に蛇口2口分の共用給排水設備を設置する。

(2) 障スポ競技会場(各競技会場によって異なります。)

- ア テント(各競技会場によって大きさが異なる) 1/2張
 - イ 長机: 2~3台
 - ウ 椅子: 3~4脚
 - エ 吊看板(出店者名): 1枚
- その他県実行委員会が各競技会場に必要と判断した備品を設置する。

9 出店場所

売店等の出店場所(位置)は、県実行委員会が指定する。

10 出店申請

出店者は、売店等出店許可申請書(様式第1号)に次の関係書類を添えて、県実行委員会に提出しなければならない。なお、申請時期、そのほかの様式等については、県実行委員会が別に定める。

- (1) 出店者の概要・出店計画書
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可施設(自動車営業許可施設又は特定簡易営業施設)で調理を行う場合は、出店場所において有効な営業許可証の写し
- (3) 売店責任者及び従事者の本人確認書類(写)【例】免許証、パスポート等顔写真付

きのものの写し（マイナンバーカードの場合は、必ずマイナンバーを隠して写しをとること）

- (4) 持込機器等調査票
- (5) 誓約書兼承諾書
- (6) 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証する証明書（青森県競争入札参加資格者名簿に登録されている者については添付不要）

11 出店者の選定、出店許可証の交付

- (1) 県実行委員会は、本要項に基づき、上記「5 出店者の条件」及び「6 食品を提供する出店者の条件」を満たすことを確認・調査し、取扱商品やサービスの内容、全体的な出店内容のバランス、営業経験や出店実績等を考慮し、出店が適当であると認める者を出店者として選定する。その際、県実行委員会は、出店を申請する者又はその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。
- (2) 県実行委員会は出店を許可する際、上記「7 出店料」の(2)又は(3)に該当しない者に対しては、売店等出店料納入通知書（様式第2号）を送付し、納入期限までに県実行委員会が指定する方法で出店料を納入した者に限り、出店を許可するものとする。なお、出店料納入後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合、出店者は県実行委員会に対してその旨を文書で通知するものとし、出店料の返還を求めることはできないものとする。
- (3) 県実行委員会は、出店を許可したときには、売店等出店許可書（様式第3号）を当該出店者に交付するものとする。
- (4) 出店を許可しないときは当該申請者に対して、その旨を文書にて通知するものとする。

12 許可の取消し

県実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は県実行委員会に対して、損害賠償を請求することができないものとする。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき
- (2) 売店等出店許可書の交付を受けた者が、虚偽の申請を行ったことが判明したとき
- (3) 保健所からの指示があったとき
- (4) その他、県実行委員会が売店等の管理運営において不相当と認めるとき

13 保健所等への報告

県実行委員会は「食品衛生要領」に基づき、食品を提供する出店者に係る設置計画書等の書類を県保健衛生課又は中核市保健所へ提出する。

14 設置基準

(1) 全売店等共通

上記「8 設置備品」を踏まえ、売店等の規模に応じた陳列設備を設けること

(2) 食品を提供する売店等

ア 食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列、保管又は冷蔵設備が十分であり、かつ、容器包装等により汚染防止の措置をすること

イ 廃棄物容器は、有蓋の耐久性材料のものを備え、常に清潔にしておくこと

ウ その他、食品衛生関係法令等に規定する施設基準に適合していること

エ 現地調理して食品を提供する売店等は、上記(1)、(2)ア～ウと併せて、食品衛生要領の別紙1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」に基づき、必要な設備を設置すること

15 管理責任

売店等における販売品、陳列設備及び金銭の管理は、営業時間に関わらず出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、県実行委員会は一切その責任を負わないものとする。

16 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸すること又は売店の管理運営を委任すること

(2) 火気を使用すること（県実行委員会が特に認める場合は除く。）

(3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式会場管理運営要綱で定める持込禁止物の持ち込み、又は、同要綱で定める禁止行為を行うこと（県実行委員会が特に認める場合は除く。）

(4) 商品を不当な価格で販売すること

(5) 指定された場所以外での立ち売りや呼び込み販売をすること

(6) 拡声器又は音響器具類を使用すること

(7) アルコール飲料を販売すること。ただし、土産・特産品等として県実行委員会が認める場合は除く。

(8) 危険物を販売すること

(9) 許可された商品以外のものを販売すること

(10) その他、大会運営に支障を及ぼす行為をすること

17 出店者及び従事者の遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県実行委員会が開催する出店者説明会に出席すること
- (2) 現地調理して食品を提供する出店者は、県実行委員会が開催する衛生講習会に出席すること
- (3) 別途交付する売店等出店許可書を店頭の見やすい場所に掲示すること
- (4) 搬入出に使用する車両には、別途交付する通行許可証を指示された位置に掲げること
- (5) 従事者は県実行委員会が発行する ADカード等を外部から視認できるように携帯し、服装は清潔なものを着用すること
- (6) 売店等の設置、撤去及び荷物の搬入、搬出の日時については、県実行委員会の指示に従うこととし、商品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障のないよう必ず定められた時間内に行うこと
- (7) 接客にあたっては、親切丁寧を心がけること
- (8) 売店等の装飾は販売品等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと
- (9) 販売品には関係法令等の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること
- (10) 各売店等の清掃は各出店者が責任を持って行き、店内にゴミ箱を設置し、排出したゴミは、各出店者が持ち帰り、処分すること
- (11) 県実行委員会が認める火気を使用する売店にあつては、消火器の設置等による防災対策を講ずること
- (12) 弁当類を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講ずること
- (13) 現地調理して食品を提供する出店者は、食品衛生要領に基づき検便検査を受けること
- (14) 食品衛生関係法令及び食品衛生要領の規定を遵守するとともに、当該区域を管轄する保健所の食品衛生監視員の指導に従うこと
- (15) 県実行委員会が許可した機器以外は使用しないこと
- (16) 天候の悪化等の事情により、県実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合は、その指示に従うこと
- (17) 出店申請後に、従事者の追加があつた場合は、直ちに県実行委員会に報告すること
なお、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類（上記 10（3）のとおり）を添付すること
- (18) 売店等の出店に関しては、本要項のほか、関係法令及び県実行委員会が制定する関係要綱等を遵守すること
- (19) 売店監督員及び県実行委員会の指示に従うこと

18 売店監督員及び売店責任者等

- (1) 売店監督員

ア 県実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。

イ 売店監督員は現地を巡回し、売店の管理運営について指導するものとする。

(2) 売店責任者

ア 出店者は、当該従事者のうちから売店責任者を定め、現地に常駐させるものとする。

イ 売店責任者は、当該売店の管理運営について従事者を指導し、販売等が適正に行われるよう努めるものとする。特に、食品を提供する売店にあつては、衛生管理に十分配慮するものとする。また、売店監督員から指示があつた場合は、これに従わなければならない。

(3) 管理責任者（現地調理して食品を提供する出店者のみ）

現地調理して食品を提供する出店者は、食品による事故等の発生を防止するために、売店等ごとに衛生管理に当たる管理責任者（自動車営業及び特定簡易営業においては食品衛生責任者）を設置すること。なお、管理責任者は上記（2）の売店責任者を兼ねることができるものとする。

19 販売実績の報告

出店者は、売店等における金銭の出納に係る全ての責任を負うこととし、販売実績を県実行委員会が別に定める様式により、報告するものとする。

20 事故等の処理

売店内において事故等が発生したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告し、売店監督員は県実行委員会、関係機関等に連絡するとともにその指示に従い事故処理に当たるものとする。

21 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

(1) 出店者は、当初予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を県実行委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など県実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を県実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、出店許可期間終了後直ちに原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

24 その他

この要項について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、県実行委員会が、関係者と協議のうえ定めるものとする。

附則

この要項は、令和8年1月28日から施行する。